

1 アウトソーシングする業務	
(1) 業務名	女性の自立支援促進業務
(2) 業務の概要 (100文字以内)	(1)自立支援施設に入所し自立を目指すDV被害者等への生活面・就業面の支援、(2)一時保護所の入所者への生活指導、(3)一時保護所の調理、(4)入所スペースの宿直と庁舎管理の一部、(5)その他(1)~(4)の実施に伴う業務
(3) 予算化の時期(予定)	9月補正
(4) 発注時期(予定)	12月(アウトソーシング業務としての詳細業務の精査・見直し終了後)
(5) 委託期間(予定)	平成20年4月1日～平成23年3月31日(3年間)
(6) 担当課室・担当者	男女共同参画・NPO課 中村祐介
(7) 想定する委託先	県内に事業所をおく事業者(営利・非営利を問わない)
(8) 想定する契約方法	随意契約(プロポーザル方式)
(9) 想定するアウトソーシング人役	現場スタッフ6.3人役(実質7~9人)、コーディネーター(非常勤)1人
2 アウトソーシングする理由(何のためにどんな役割をアウトソーシングするのか)	
<p>来年4月開所を目指し整備を進めている新しい女性相談所では、これまでNPOに運営委託していた自立支援施設の業務内容を見直すとともに、(相談所・一時保護所と統合の)施設全体のより効果的で効率的な運営を図る観点から、県職員が直接実施しなくてもよい業務で、民間のノウハウや工夫による効果が期待できる業務についても一体的に業務委託をする。この委託業務の見直しにより、入所者への処遇も一層向上するものと期待できる。</p>	
3 アウトソーシングの効果として重視しているもの	
(1) 県民サービスの質の向上	民間の持つ専門性やノウハウの活用やきめ細やかな対応と併せて、県直営では難しい業務間の柔軟な職員配置も可能となり、入所者への処遇の向上が期待できる。
(2) 民間との協働による人材育成、雇用の創出	現在実施中の業務委託においても、受託するNPOなどの民間団体が、自らの持つ(築く)ネットワークや人材を活用して、委託側の期待を超えるサービスを生み出している。今回の業務内容の見直しにより、協働による取り組みの幅も広がるものと期待できる。
(3) 県民の参画、地域の活性化	
(4) その他	